

第2節 開発行為の廃止

(法第38条)

許可を受けた開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく市規則に定める開発行為に関する工事の廃止の届出書を市長に提出しなければなりません。届出書には、次の図書を添付しなければなりません。

- ① 当該工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- ② 工事に着手している場合は、廃止時の当該土地の現況（縮尺1/2,500以上の現況図と写真）及び今後の用途

開発行為をむやみに途中で廃止すると、その周辺の地域に土砂の流出、溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したりするおそれがありますので、許可に付された条件を履行するとともに、十分な対策を講じる必要があります。